

食品企業向け人権尊重の取組のための手引き 別添2 作業シート「負の影響（人権侵害リスク）の特定・評価」ステップ①～③

本作業シートは「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」実務参照資料別添2作業シートを元に、食品企業向けに様式変更したものです。

目次

p 1	表紙
p 2	企業が尊重すべき人権の分野
p 3	ステップ①リスクが重大な事業領域の特定 ステップ②負の影響（人権侵害リスク）の発生過程の特定
p 4	ステップ①リスクが重大な事業領域の特定 ステップ②負の影響（人権侵害リスク）の発生過程の特定（記載例）
p 5	ステップ③負の影響（人権侵害リスク）と企業の関わりの評価及び優先順位付け
p 6	ステップ③負の影響（人権侵害リスク）と企業の関わりの評価及び優先順位付け（記載例）

企業が尊重すべき人権の分野

■「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」に沿って人権尊重の取組を実施いただくにあたり、食品企業の皆様には、国際的に認められた人権（手引き本編 p 4、参考資料編 p 4～5 参照）の尊重に取り組んでいただくことが求められます。このうち、本手引き別添 1 では食品産業でとりわけ重要と思われる人権に関するリスクの理解を深めていただくため、各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイントを整理しました。

■以下①～⑪以外の国際的に認められた人権に関するリスクについても、本手引き本編の p29、本手引き参考資料編p13、「実務参照資料（別添1）参考資料」等も参考に確認し、本手引きに沿って人権尊重の取組を進めましょう。

参考）手引き本編の別添 1 で取り上げた人権分野

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①強制労働の禁止 | ⑦過剰・不当な労働時間の禁止 |
| ②児童労働の禁止 | ⑧公正な賃金の支払い |
| ③差別の排除 | ⑨暴力とハラスメントの禁止 |
| ④外国人労働者の権利の尊重 | ⑩先住民・地域住民の権利の保護 |
| ⑤結社の自由・団体交渉権の尊重 | ⑪消費者の安全と知る権利 |
| ⑥労働安全衛生の確保 | |

別添2 作業シート 負の影響（人権侵害リスク）の特定・評価

■ステップ①リスクが重大な事業領域の特定 ②負の影響（人権侵害リスク）の発生過程の特定

ステップ①リスクが重大な事業領域（製品、サプライチェーンの段階等）を特定するに当たって、例えば、自社の事業活動をいくつかの製品に分解し、各製品についてサプライチェーン上のような人権侵害リスクが指摘されているかを検討することが考えられます。その結果をまとめるに当たり、本シートを活用することができます。
 ステップ② ステップ①で特定されたリスクについて、(i)人権侵害リスクを確認し、(ii)確認された人権侵害リスクについて、その状況や原因を確認します。その結果について本シートを活用してまとめることが考えられます。

自社の事業領域

主要な製品	確認ポイントは別添1等を参照					
	主要な原料		原料調達	製造	輸送	販売
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害と、生じる可能性のある人権侵害の双方を含む) (発生場所)				
		上記の発生状況や原因 (発生場所)				
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害と、生じる可能性のある人権侵害の双方を含む) (発生場所)				
		上記の発生状況や原因 (発生場所)				
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害と、生じる可能性のある人権侵害の双方を含む) (発生場所)				
		上記の発生状況や原因 (発生場所)				
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害と、生じる可能性のある人権侵害の双方を含む) (発生場所)				
		上記の発生状況や原因 (発生場所)				
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害と、生じる可能性のある人権侵害の双方を含む) (発生場所)				
		上記の発生状況や原因 (発生場所)				

別添2 作業シート 負の影響（人権侵害リスク）の特定・評価

■ステップ③ 負の影響（人権侵害リスク）と企業の関わりの評価及び優先順位付け

ステップ②までで確認された人権侵害リスクと自社との関わりを評価します。

また、確認された人権侵害リスクの全てに対して直ちに対処することが難しい場合には、対処する順番について優先順位付けを行うことが考えられます。

関わりの評価及び優先順位付けの考え方については、手引き本体4-2-1 人権DD負の影響の特定・評価③負の影響（人権侵害リスク）と企業の関わりの評価及び優先順位付けをご参照ください。

人権侵害リスクが懸念される 領域・場所・取引先等	人権侵害リスクの具体的な内容	自社との関係性 (引き起こしている・助長している・直接関連している・どれも当てはまらない)	深刻度 (高・中・低の3段階評価)			発生可能性 (高・中・低の3段階評価)	優先順位
			規模	範囲	是正困難度		

別添2 作業シート 負の影響（人権侵害リスク）の特定・評価

■ステップ③ 負の影響（人権侵害リスク）と企業の関わりの評価及び優先順位付け

ステップ②までで確認された人権侵害リスクと自社との関わりを評価します。

また、確認された人権侵害リスクの全てに対して直ちに対処することが難しい場合には、対処する順番について優先順位付けを行うことが考えられます。

関わりの評価及び優先順位付けの考え方については、手引き本体4-2-1 人権DD負の影響の特定・評価③負の影響（人権侵害リスク）と企業の関わりの評価及び優先順位付けをご参照ください。

人権侵害リスクが懸念される 領域・場所・取引先等		人権侵害リスクの具体的な内容	自社との関係性 (引き起こしている・助長している・直接関連している・どれにも当てはまらない)	深刻度 (高・中・低の3段階評価)			発生可能性 (高・中・低の 3段階評価)	優先順位
				規模	範囲	是正困難度		
例	サプライヤーA	・工場での強制労働 (従業員に対する日常的な脅迫等)	助長している(理由:…)	高	中	高	高	高
例	本社営業部	・従業員の長時間労働	引き起こしている(理由:…)	中	中	中	高	中
例	鉱山	・鉱山での児童労働	直接関連している(理由:…)	高	中	高	中	高
1	自社	従業員の長時間労働	引き起こしている(理由:自社の対策の不備が長時間労働を引き起こしているため)	中	中	中	高	高
2	グループ会社A社	技能実習生の身分証保管(強制労働)	直接関連している(理由:自社製品の製造と関連しているため)	高	低	中	高	高
3	サプライヤーB社	子どもの雇用(児童労働)	直接関連している(理由:自社製品の製造と関連しているため)	高	低	高	中	高
4	サプライヤーC社	従業員の長時間労働	助長している(理由:自社の発注が長時間労働につながっているため)	高	高	高	高	高
5	原材料を生産する農場	農場での児童労働	直接関連している(理由:自社製品の製造と関連しているため)	高	中	高	高	中
6								
7								
8								